

平成26年度事業計画

I 農地中間管理等事業（組替新規）

1 方針

県では、これまで「農地を守り、集積し、引き継ぐ」という基本理念に基づき「ふるさと・農地未来づくり運動」を展開され、担い手への農地の集積を積極的に推進されてきた。本公社においても、この運動の一環として県をはじめ関係団体と連携しながら農地の売買、重点地区における貸借の推進等を通じて、担い手への農地の集積を推進してきたところである。

一方、国では農用地の集団化、新たな担い手の農業への参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性の向上に資するという観点から、第185回国会において「農地中間管理事業の推進に関する法律」が可決され（平成25年12月5日）、政令で定める公布の日から6ヶ月以内に施行されることとなった。

同法においては、県が当該業務を担う組織を「農地中間管理機構」として1団体に限って指定し、同機構の事業として「農地中間管理事業」（農地の貸借の促進等による担い手への農地の集積）を実施することとされた。

当該事業については、本公社の事業目的に添ったものであることから同法に基づく「農地中間管理機構」の指定を受け、体制を整備したうえで、新たな事業である「農地中間管理事業」に積極的に取り組むこととする。

また、引き続き農地売買等事業など改正された農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理機構の事業の特例事業（旧農地保有合理化事業）を実施する。

2 事業計画

(1) 農地中間管理事業（新規）

農用地の集団化、新規参入の促進などによる農用地の利用の効率化及び高度化を図るため、①農地の借り受け、貸し付け、②耕作放棄地の復旧、③借り受けた農地の中間保有、④土地基盤整備への参加、⑤簡易な土地基盤整備に取り組む。

【事業計画】

(単位:件、ha)

区分	変更前		変更後		増減		備考	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積		
① 農地の貸借	借入	6,700	2,000	6,700	2,000	0	0	新規 900ha (借り手不在農地分)
	貸付	6,700	2,000		1,955		△45	
② 耕作放棄地の復旧			250	-	100		△150	復旧後、貸付確実対象面積(5%を見込む)
③ 中間保有農地の管理			45	-	45		0	
④ 土地基盤整備への参加	11地区	308	3地区	-	△8地区			H26計画づくりを3地区と見込む
⑤ 簡易な基盤整備の実施	22地区	100	5地区	20	△17地区	△80		貸付確実な対象面積(借入面積の1%)

(2) 農地売買支援事業 (旧農地保有合理化事業)

ア 農地売買事業

これまで、農地保有合理化事業として農地の売買を通じた担い手への農地の集積を図ってきたが、改正された農業経営基盤強化促進法施行後は、農地中間管理機構の事業の特例事業として引き続き、農地の売買による農地の利用集積に取り組む。

【事業計画】

(単位:件、ha)

区分	H26年度			H25年度			増減			備考
	件数	面積	金額	件数	面積	金額	件数	面積	金額	
買入	330	100	1,100,000	330	100	1,100,000	0	0	0	
売渡	350	117	1,237,365	339	109	1,148,011	11	8	89,354	

イ 農作業受託促進事業

農作業受託による土地利用型農業の生産性の向上を図るため、作業を受託した認定農業者等に対し、受託料相当額を無利子で貸付ける事業であり、前年度に引き続き事業に取り組む。

【事業計画】

区分	H26年度	H25年度	増減	備考
件数	16	16	0	
作業受託増加面積 (ha)	40	40	0	
融資金額(千円)	80,000	80,000	0	

(3) 農地集積加速化事業

県が実施する農地集積加速化事業において、前年度に引き続き、重点地区における集落内の合意形成を支援するコーディネーター（農地集積専門員）を配置し、集落内の話し合いによる担い手への農地の面的集積、地域営農組織等の育成に取り組む。

【事業計画】

区 分	H26年度	H25年度	増 減	備 考
農地集積専門員数(人)	14	14	0	
新規重点地区数	22	22	0	H24:20地区 (累計:64地区)
新規集積面積 (ha)	(300)	(125)	(175)	

※ 集積面積はJAの円滑化事業と連携して取り組むもの。農地中間管理事業の内数としてカウント予定